

新潟市西蒲区ワーケーションプラン支援事業委託仕様書

1 業務の名称

新潟市西蒲区ワーケーションプラン支援事業委託

2 委託期間

委託契約締結日から令和6年2月 29 日まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークの推進や働き方改革など、新しいライフスタイルの定着が進んでおり、観光地など自宅以外で仕事をしながら観光できる「ワーケーション」が新たな働き方として注目されている。

西蒲区内宿泊施設(以下「施設」という。)において、西蒲区内でのワーケーションを推進することで、西蒲区における交流人口・関係人口・定住人口の拡大に取り組むため、コワーキングスペース等を活用したテレワーク及び体験プログラムを提供する宿泊プランの造成を支援する。

4 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- ・テレワーク:ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
- ・ワーケーション:「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語
- ・コワーキングスペース:不特定多数の利用者が設備やスペースを共同利用するサービス
- ・体験プログラム:その地域の文化や自然、生活などに触れ合いながらできる体験メニュー

5 登録施設の要件

- ・西蒲区内に所在地があること
- ・市税の滞納がないこと
- ・新潟市の旅館業営業許可を受けていること
- ・暴力団等の排除に関する事項に該当しないこと

6 委託業務の内容

(1)コワーキングスペース利用または体験プログラムを入れた宿泊プランを造成し販売すること。

(2)宿泊1泊につき3,000円を控除した額の支払いを受けること。

なお、利用料金には以下に記載する料金は含まない。

- ・消費税及び地方消費税
- ・入湯税
- ・その他、宿泊プラン以外に利用者が受けるサービス等

7 委託料の支払

受託者は、宿泊プランの宿泊実績を1か月ごとに取りまとめ、翌月15日までに本市に請求するものとする。

請求の際は、以下に記載するものを提出すること。

- ・市の指定する請求書
- ・売上傳票の写しなど、宿泊プランの支払い実績が確認できるもの
- ・利用一覧表

※上記のほか、市が確認のため書類を求めた場合は、その書類についても提出すること。

8 その他の特記事項

(1) 疑義の解釈

疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者で協議のうえで決定する。

(2) 業務評価

本事業の履行完了等、契約終了後に受託の業務内容について、本市は業務評価を行うものとする。

(3) 法令等の遵守

本事業の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分に理解すること。なお、本市で定める規程類は、本市のホームページ(<http://www.city.niigata.lg.jp>)の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。